



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1424	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1425	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	2
1426	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
1427	〃	(〃).....	2
1428	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(〃).....	3
1429	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	(〃).....	4
*1430	和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定	(果樹園芸課).....	4
1431	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	4
1432	〃	(〃).....	5
1433	〃	(〃).....	5
1434	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	5
1435	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
1436	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
1437	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6

告 示

和歌山県告示第1424号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年2月2日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成28年12月2日

2 名称

特定非営利活動法人エレック

3 代表者の氏名

岡崎大輔

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市西浜1301番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山市及び周辺地域の、高齢者、障害者に対して、介護、障害福祉に関する事業を行い、自分らしい生活が送れるようにサポートし、安心して暮らせるよう地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1425号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、「Dorothy VTC」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成28年12月16日

和歌山県告示第1426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー古屋店

和歌山県和歌山市古屋字保ジ本203番2

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成28年和歌山県告示第907号

3 意見の概要

無し

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年12月16日から平成29年1月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

City!WAKAYAMA

和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成28年和歌山県告示第929号

3 意見の概要

無し

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年12月16日から平成29年1月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1428号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス明洋店

和歌山県田辺市目良1763-3外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成28年和歌山県告示第940号

3 意見の概要

- (1) 来客が殺到するオープン時や特売日等は、周辺道路へ交通の支障を来すことがないように交通整理員の増員配置をお願いします。
- (2) 閉店時間帯は青少年等のたまり場とならないよう、駐車場出入口の閉鎖措置をお願いします。
- (3) 駐車場出入口を北寄りに設置するようお願いします。
- (4) 駐車場から国道に流出する車両に対し、左折車両・右折車両の車線区分をお願いします。
- (5) 特定施設を設置し施設の騒音・振動レベルが規制基準を上回る場合は対策をしてください。
- (6) 第1種住居地域・中学校敷地50m以内のため、規制対象施設は表値からさらに5db減じた値でなければなりません。
- (7) 各種苦情の起こらぬよう万全を期し、苦情発生時は誠意ある対応をお願いします。
- (8) 事業系ごみについては、事業者の責任において適正に処理してください。
- (9) 南海トラフ巨大地震の想定における津波浸水域内であるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に基づき、南海トラフ地震防災対策計画を作成し、県に届け出るとともに、市にも写しを提出する必要があります。

なお、消防法等に基づき消防計画等を作成しなければならない場合は、対策計画に代えて必要な事項(南海トラフ地震防災規程)を盛り込んだ計画を作成することとなります。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)

田辺市産業部商工振興課(田辺市新屋敷町1番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成28年12月16日から平成29年1月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 オー・ストリート紀の川井飯店
 和歌山県紀の川市下井阪597番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
 平成28年和歌山県告示第941号
- 3 意見の概要
 なし
- 4 意見の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
 紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成28年12月16日から平成29年1月16日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1430号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成29年1月15日から施行する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

都道府県	市町村（特別区を含む。）
東京都	小平市
大阪府	藤井寺市

和歌山県告示第1431号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年12月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第96号-1	田辺市中三栖字富家397-3
平成28年度第96号-2	田辺市中万呂字柿谷779-1

和歌山県告示第1432号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年12月5日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第97号	有田郡湯浅町栖原字横田77外1筆

和歌山県告示第1433号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年12月6日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第98号	東牟婁郡那智勝浦町南大居字内ラ地1044外5筆

和歌山県告示第1434号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年12月6日に認可した。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第85号	伊都郡高野町花坂字東垣内298外4筆
平成28年度第86号-1	西牟婁郡白浜町中字大森1788外1筆
平成28年度第86号-2	西牟婁郡白浜町富田字藤藪280-1
平成28年度第86号-3	西牟婁郡白浜町平字太夫ヶ前1292外8筆

和歌山県告示第1435号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1436号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 平成28年11月28日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町一円

和歌山県告示第1437号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3362	岩出市荊本字辻田213番1の一部、214番の一部	和歌山市里39番地 株式会社センチュリーホーム 代表取締役 多計治彦	平成 28.12.7	6.00	60.00
				6.00	20.55